

## [事案 2024-144] 新契約取消請求

・令和7年8月27日 和解成立

### <事案の概要>

保険関係費用の説明がなかったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年9月に代理店を通じて契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金の差額を返してほしい。

- (1)提案時、設計書により解約返戻金の数値は見せられたが、月々の保険料のうちいくらが費用となりいくらが積立に回るのかについて説明をされなかった。令和5年10月、保険会社の窓口へ問い合わせを行い、月々5万円の保険料のうち1万2千円が費用として差し引かれており、実際の積立額が月4万円未満であることを把握したが、契約時にそのような説明はなく、説明されていれば契約はしなかった。
- (2)費用について、契約前に募集人に「年率は3%程度か」と質問をしたところ、「そうですね」と回答があった。
- (3)保険期間は80歳満期、最低保証金額は200万円を前提とした説明をされ、自由に設定可能であると思わず、比較検討しようという認識を持つことができなかった。
- (4)契約前に、「660分にわたり面談」とあるが、ほとんどの時間はライフプランの計画を立てることに充てられ、商品の説明は後半の一部のみであった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレットと設計書を使用して説明を行い、契約締結前交付書面にもとづき、保険関係費用についても説明した。項目ごとに理解を確認し、申立人から「大丈夫です」と了承を得て手続を進めた。
- (2)保険期間を最長の80歳満了としたのは、申立人から「教育資金～老後までの資産運用準備資金のため、できるだけ長い期間を確保したい」との要望があったためで、最低保証金額を200万円としたのは、申立人に「万が一の時、葬祭費等の準備がしたい」との意向があったためである。募集人が申立人に保険期間、最低保証金額につき選択肢を与えなかったわけではない。
- (3)募集人は、計5回660分にわたり面談し、申立人の意向を確認のうえ契約に至っている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、契約前の説明時に同席した申立人の夫が試算した、「費用は年間で保険料の約

3%」という結果が明らかに不自然であることを容易に認識し得た以上、「3%になることは考えにくい」、あるいは「参考値としては何%となる」といった説明をすることが望ましかった。もし募集人からそのような説明があれば、本件のようなトラブルには発展しなかったと考えられる。